

福岡県知事 殿

所在地 福岡市博多区東公園7-7
事業者名 福岡県交通政策課株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇
(記名押印又は署名)

福岡県バス・タクシーエコタイヤ導入補助金交付申請書

このことについて、福岡県バス・タクシーエコタイヤ導入補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請金額 金 〇〇〇,〇〇〇 円

2. 添付書類

- 様式第1号(別紙)及び令和8年4月1日時点における事業用自動車数が確認できる書類
- 見積書等の写し
- 誓約書
- 支払先口座のわかる資料(通帳・キャッシュカード等の写し)
- その他参考となる書類

3. 支払先口座情報

項目	記入欄
(1) 債権者番号(6から始まる8桁の番号)	6〇〇〇〇〇〇〇
(2) 銀行・支店名(全角漢字仮名)	〇〇銀行△△支店
(3) 銀行・支店コード番号(半角英数字)	□□□
(4) 口座種別(当座・普通の別)	普通
(5) 口座番号(半角英数字)	〇〇〇〇〇〇〇
(6) 口座名義人(全角漢字仮名)	〇〇 〇〇
(7) 口座名義人(半角カナ)	△△ △△

※(1)は福岡県に口座を登録した場合に割り振られるものです。分かる範囲で記入してください。

様式第1, 3, 7号(別紙) 【乗合バス事業者】

4. 申請内訳

メーカー 商品名・型式	購入(予定)日	【A】 申請台数	【B】 1台あたりのエコタイ ヤ購入に要する経費 (消費税、工賃及び付属品 等を除く)	【C】 補助対象経費 C=A×B	【D】 C×1/2 千円未満切り捨て	【E】 補助上限額 E=A×12万円	【F】 申請金額 DまたはEのいずれか低い 額
〇〇〇・△△	令和8年10月25日	20台	600,000円	12,000,000円	6,000,000円	2,400,000円	2,400,000円
				円	円	円	円
				円	円	円	円
				円	円	円	円
合計		20台	600,000円	12,000,000円	6,000,000円	2,400,000円	2,400,000円

【申請台数の上限】

【G】 一般乗合旅客運送事業の 事業用自動車数 (令和8年4月1日時点)	【H】 除外すべき車両 [※] 数 ※コミュニティバス専用車両	福岡県内運行割合 (令和6年10月1日～令和7年9月30日)			【L】 福岡県内を 運行する車両数 L=((G-H)×K)	【M】 対象車両数 M=L×1/2 小数点以下四捨五入
		実車走行キロ		【K】 (%) (J/I)		
		【I】 全体 (Km)	【J】 福岡県内 (Km)			
125台	10台	500,000	450,000	90%	104台	52台

◆添付資料(交付申請から変更がない場合は、様式第3号、様式第7号の提出時の添付不要)

○G欄(令和8年4月1日時点における一般乗合旅客運送事業の事業用自動車数)が確認できる書類

〈添付資料例〉

・営業所を管轄する運輸支局に提出した「事業計画」又は申請日直近の「事業計画変更事前届出書」

○【H】に該当するコミュニティバスの路線名と車両数を整理した書類

○令和6年10月1日～令和7年9月30日の実車走行キロを算出した資料

様式第1, 3, 7号(別紙) 【タクシー事業者】

4. 申請内訳

メーカー 商品名・型式	購入(予定)日	【A】 申請台数	【B】 1台あたりのエコタイ ヤ購入に要する経費 (消費税、工賃及び付属品 等を除く)	【C】 補助対象経費 C = A × B	【D】 C × 1/2 千円未満切り捨て	【E】 補助上限額 E = A × 4万円	【F】 申請金額 DまたはEのいずれか低い 額
〇〇〇・△△	令和8年8月25日	4台	100,000円	400,000円	200,000円	160,000円	160,000円
				円	円	円	円
				円	円	円	円
				円	円	円	円
合計		4台	100,000円	400,000円	200,000円	160,000円	160,000円

【申請台数の上限】

【G】 事業者が保有する福岡県内 を運行する車両数 (令和8年4月1日時点)	【H】 除外すべき車両 [※] 数 ※コミュニティバス専用車両	【I】 対象車両数 I = (G - H) × 1/2 小数点以下四捨五入
50台	2台	24台

◆添付資料(交付申請から変更がない場合は、様式第3号、様式第7号の提出時の添付不要)

○G欄(令和8年4月1日時点における一般乗用旅客運送事業及び一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車総数)が確認できる書類
(添付資料例)

・営業所を管轄する運輸支局に提出した「事業計画」又は申請日直近の「事業計画変更事前届出書」

※一般乗用で届け出ている全ての台数を一般乗合でも届け出ている場合にあつては、いずれか一方の事業に係る「事業計画」又は「事業計画変更届出書」で可